特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務（固定資産税関係事務）　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

牧之原市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	固定資産税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

牧之原市

公表日

令和8年9月30日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務（固定資産税関係事務）
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、 固定資産税課税台帳（土地・家屋・償却資産）の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力 ⑤納税通知書等の電子通知希望申請 　通知IFS経由で納税通知書等電子通知希望申請情報を固定資産税システムに取り込む。
③システムの名称	固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー 通知IFS

2. 特定個人情報ファイル名
固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 宛名情報ファイル 納税通知書等電子通知希望申請情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）第9条第1項、別表24の項 地方税法第七百四十七条の五の二

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	牧之原市　市民生活部　税務課
②所属長の役職名	市民生活部長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	静岡県牧之原市静波447番地1　　牧之原市役所　市民生活部　税務課　0548-23-0035

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	静岡県牧之原市静波447番地1　　牧之原市役所　市民生活部　税務課　0548-23-0035

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[]接続しない（入手） []接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書等の受付や審査事務では、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[　] 内部監査	[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、パスワードと静脈認証によって限定されているため、アクセス権限の適切な管理がされている。 また、本人情報の取扱いに関して、複数人での確認を行うようにしている。申請書等の保管については施錠できる書棚や書庫での保管をし、廃棄する際には溶解処理を行うなど、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目－1 いつ時点の計数か	平成26年10月31日　時点	令和1年6月30日　時点	事前	
令和1年6月30日	Ⅱしきい値判断項目－2 いつ時点の計数か	平成26年10月31日　時点	令和1年6月30日　時点	事前	
令和3年8月30日	Ⅰ－3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16項並びに内閣府・総務省令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）第9条第1項、別表第一の第16項	事後	法令名等表示の訂正のため
令和3年8月30日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	（別表第二における情報照会の根拠） 番号法第19条7号、別表第二の第27項並びに内閣府・総務省令第20条 （別表第二における情報提供の根拠）	（別表第二における情報照会の根拠） 番号法第19条7号、別表第二の第27項 （別表第二における情報提供の根拠） なし	事後	法令名等表示の訂正のため
令和3年9月1日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	（別表第二における情報照会の根拠） 番号法第19条7号、別表第二の第27項 （別表第二における情報提供の根拠） なし	（別表第二における情報照会の根拠） 番号法第19条8号、別表第二の第27項 （別表第二における情報提供の根拠） なし	事前	
令和4年3月1日	Ⅰ－1－③システムの名称	固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー	事後	システム名称の訂正のため
令和4年3月1日	Ⅰ－3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）第9条第1項、別表第一の第16項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）第9条第1項、別表第一の16の項	事後	法令表示の訂正のため
令和4年3月1日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	（別表第二における情報照会の根拠） 番号法第19条8号、別表第二の第27項 （別表第二における情報提供の根拠） なし	（別表第二における情報照会の根拠） 番号法第19条8号、別表第二の27の項 （別表第二における情報提供の根拠） なし	事後	法令表示の訂正のため
令和6年7月23日	Ⅰ－3法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）第9条第1項、別表第一の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）第9条第1項、別表24の項	事後	法改正のため
令和6年7月23日	Ⅰ－4－②法令上の根拠	（別表第二における情報照会の根拠） 番号法第19条8号、別表第二の27の項 （別表第二における情報提供の根拠） なし	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 （情報提供の根拠） なし	事後	法改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月23日	Ⅱしきい値判断項目－1 いつ時点の計数か	令和1年6月30日　時点	令和6年6月30日　時点	事後	時点見直しのため
令和6年7月23日	Ⅱしきい値判断項目－2 いつ時点の計数か	令和1年6月30日　時点	令和6年6月30日　時点	事後	時点見直しのため
令和7年1月28日	Ⅳ8人手を介在させる作業		項目追加	事後	様式変更のため
令和7年1月28日	Ⅳ11もっとも優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	様式変更のため
令和8年9月30日	Ⅰ－1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の概要 地方税法等の規定に則り、 固定資産税課税台帳（土地・家屋・償却資産）の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力 ③システムの名称 固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 総合窓口システム 統合宛名システム 中間サーバー	②事務の概要 地方税法等の規定に則り、 固定資産税課税台帳（土地・家屋・償却資産）の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①所有資産の照会 ②賦課および徴収のために行う事務 ③償却資産申告データの入力 ④納税通知書、課税明細書の出力 ⑤納税通知書等の電子通知希望申請 　通知IFS経由で納税通知書等電子通知希望申請情報を固定資産税システムに取り込む。 ③システムの名称 固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 総合窓口システム 統合宛名システム 中間サーバー 通知IFS	事前	納税通知書等の電子送付による変更
令和8年9月30日	Ⅰ－2．特定個人情報ファイル名	固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 宛名情報ファイル	固定資産税課税台帳ファイル 地方税電子申告情報ファイル 宛名情報ファイル 納税通知書等電子通知希望申請情報ファイル	事前	納税通知書等の電子送付による変更
令和8年9月30日	Ⅰ－3．個人番号の利用	法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）第9条第1項、別表24の項	法令上の根拠 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）第9条第1項、別表24の項 地方税法第七百四十七条の五の二	事前	納税通知書等の電子送付による変更
令和8年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和6年6月30日　時点	令和8年9月1日　時点	事前	時点見直しのため